

もうすぐママになる方へ

妊娠がわかったら・・・



まずは産婦人科で診察を受けて妊娠届を提出し
母子健康手帳をもらいましょう
—いすみ市に住民登録をしている方が対象です—

妊娠している方が「妊娠届」を提出されると交付されるもので、お子さんとお母さんの健康状態を記録する大切な手帳です。妊婦健康診査や乳幼児健診、予防接種を受ける時に必要となります。

体調不良等により、どうしても本人が提出できない場合は、家族が代わりに手続きを行えます。**必ず届出をしましょう。**

いつ

産院助産院で妊娠の
診断を受けてから

どこで

月曜日～金曜日
大原保健センター

いすみ市に転入した時は・・・

他市町村から交付された母子健康手帳は継続して利用できますが、妊婦健康診査の受診券は使用できませんので、いすみ市のもので交換が必要です。

■窓口：大原保健センター

どうする

◎必要なもの

マイナンバーカードまたは
免許証か健康保険証

◎妊娠届を提出

(書類は窓口にあります)

◎妊娠届記入事項

- ・妊婦ご本人の名前
- ・予定日、通院先の産院名
- ・妊娠回数、出産回数
- ・性病、結核に関する健康診断の受診の有無
- ・持病や治療中の病気の有無
- ・里帰り予定の有無
(住所・連絡先) など

母子健康手帳の中には

- ①妊婦一般健康診査
受診票別冊 (14 回分)
- ②出生通知書 (1 枚)
出産後大原保健センター
に提出または送付しまし
ょう。新生児訪問などの
手続きとなります。

問合せ

健康高齢者支援課
健康づくり班
(大原保健センター)

妊婦一般健康診査受診票

妊婦一般健康診査は公費による助成が 14 回(※1)あります。また HIV 抗体検査、子宮頸がん検査、HTLV-1 検査、クラミジア検査、超音波検査、B 群溶結性連鎖球菌検査も 1 度ずつ費用助成があります。

市の発行する母子健康手帳別冊に「妊婦一般健康診査受診票」が付いていますので、この受診票を医療機関にて使用してください。利用できるのは委託医療機関(※2)のみとなります。

委託医療機関以外で受診される場合は、この受診票は使用できませんが、検診料を負担していただいた後に償還払いという方法があります。限度額や手続き方法、書類の差し替えなどの諸条件がありますので、ご希望の方は事前に下記までご連絡ください。

※1 目安：初期(～妊娠4か月)2回、中期(妊娠5～7か月)4回、後期(妊娠8か月～)8回

※2 千葉県内の契約している医療機関です。千葉県外の医療機関で受診を希望される方は下記にご連絡ください

■問合せ：健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

マタニティキーホルダーを活用しましょう

妊娠していることをさりげなく周囲の方にりかいしていただけるよう配布しています。妊娠期は、“つわり”といった体調の変化などがあり、電車内で席をゆずる、周りでの喫煙を控えるなど、周囲の思いやりが欠かせません。特に妊娠の初期は、妊娠の喜びとともに身体的にも精神的にも不安定な時期でありながら、おなかのふくらみが目立たず、電車内などの公共の場でなかなか配慮を得られない状況にあります。

そこで、いすみ市では、母子健康手帳交付時に「マタニティキーホルダー」を配布し、妊婦さんに対する自然なやさしさの広がりを呼びかけています。



♡妊娠中は…



妊娠中の心と身体の健康の相談は…

【ママパパ相談について】

妊娠中は心も身体も不安定になりやすい時期です。保健センターの保健師がお母さん、お父さんの相談をお受けします。ご希望により家庭訪問も行います。気軽にご利用ください。

問合せ

健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、**出世児 1 人につき 42 万円(※注 1)が世帯主に支給されます。妊娠 85 日以上**の死産・流産を含みます。

■支払い方法

1 出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合

医療機関にある「出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書」に、この制度を利用する旨を記入し、医療機関に提出して、出産することにより、市が出産育児一時金を直接医療機関に支払う制度です。出産費の負担を軽減することができます。

①出産費用が 42 万円(※注 1) 以上の場合

出産育児一時金の申請は必要ありません。

②出産費用が 42 万円(※注 1) 未満の場合

出産費用と出産育児一時金との差額を受ける申請が必要です。(該当の世帯には、市から出産育児一時金支給決定通知書と出産育児一時金差額請求書を送付します。)

(※注 1)：産科医療補償制度加入医療機関以外での出産は 40 万 4 千円

◎申請に必要なもの

①出産育児一時金差額請求書

②出産育児一時金支払決定通知書

③出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書

(医療機関にあります。制度を利用する、または利用しない旨の記入をすること。)

④出産費用の領収書：明細書の写し

(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)

⑤世帯主の印鑑

⑥世帯主名義の預金通帳



2 直接支払制度を利用しない場合

出産後に、出産育児一時金の申請が必要です。

◎申請に必要なもの

①国民健康保険証

②世帯主の印鑑

③世帯主名義の預金通帳

④出産育児一時金医療機関直接支払制度合意文書

(医療機関にあります。制度を利用する、または利用しない旨の記入をすること。)

⑤出産費用の領収書：明細書の写し

(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)

申請・問合せ

大原庁舎市民課
夷隅地域市民局
岬地域市民局

国保年金班
地域市民班
地域市民班

☎62-1115
☎86-2112
☎87-2112

なお、国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、各健康保険にお問合せください。